

Nro
8

アナキズム

特集 天皇制の解体とは

大沢正道 / 大島英三郎 / 松井不朽 / 辻文明

牙龍人ミチオ、狼心的軍事

拒否の会、江口幹、アナキ

ズムとテロリズム、シオラ

「オールド」キアツ給永塔の

黒旗

また白昼のビル爆弾

10月14日 (月曜)

24 25 26 27 28 29 30 31

3階
最小限に

戦後アナキズム運動論

久保 隆著

果して戦後のアナキズムは、新たな地平を獲得したのだろうか。六〇年安保、日韓、七〇年闘争の過程で提出された思想的課題を検討し、通念としての「アナキズム」の転倒、解体を目指し、「国家」と「共同」の論理を模索する俊英の書き下し評論。

▼四六判・定価一〇〇〇円・十月刊 //

反逆の信條

秋山 清著

明治・大正・昭和のアナキズムの思想と行動を照射し、ニヒリズムとテロリズムについて鋭く分析した評論集。

▼四六判・定価一〇〇〇円・発売中 //

夢と祈禱師

鈴木清順著

哀しみの源泉を鋭利な感覚で捉えたエッセイ集。村木源次郎考、中浜哲について、対談秋山清氏、他収録。

▼四六判・定価一五〇〇円・発売中 //

花地獄

鈴木清順著

宙に飛ぶのはアナキストの涙か、それとも三島の首か。鬼才監督の珠玉のエッセイ集。

▼四六判・定価七五〇円・発売中 //

〒一五三 目黒区大橋一四一〇
TEL (四六一) 六二八八
振替 (東京) 一二〇四五三

北冬書房

「パリの暑い夏」を準備した
アナキストたち

黒いパリ

江口 幹

地下に身を寄せた私は突然、パリ警察に連行された。
秘かに漂う黒い影。亡命中のスペインアナキストの
群像。体験をもとに捉えたパリの隠された貌。1200円

■好評発売中

方位を求めて 江口 幹

混乱した現代文明の喪ったものを求めて思想の遍歴に旅立った主人公は「シャルトル」の闇に一条の光を見い出そうとした。「現代人」の行方を模索する長編小説。950円

大杉栄集

近代日本思想大系 / 第20巻

編集・解説 大沢正道 / 社会変革と自我の解放を不可分の思想的課題として、アナキズムの実践に苦闘を重ねた革命家の思想の全貌を明らかにする。〈収録内容〉獄中記 / 本能と創造 / 生の拡充 / 鎖工場 / 生の創造 / 死灰の中から / 労働ロシアの新労働運動 / 他

1800円

筑摩書房

東京神田小川町2

電話(291)7651

1975年9月

アナキズム 8号

日本アナキズム研究センター

目次

ボクラのものを ボクラの手に
—— 良心的軍事費拒否の会 ——
オーノ・ミチオ 2

アナキズムとテロリズム
江口 幹 9

特集 天皇制の解体とは

アキツミカミ・ノート	大沢 正道	16
アナキストと天皇制破壊 —— 大島英三郎氏に聞く ——	構成＝編集部	22
天皇制と教育	辻 文明	25
諸悪の根源たる殺人狂を裁け！	松井 不朽	30
何が本質か	奥崎 謙三	32
《座談会》天皇制とわれわれのあいだ	編集部	74

キブツ給水塔の黒旗
—— キブツとアナキズム——
ジオラ・メノール 53
冬川 啓夫・訳

《連載》

ある朝鮮人アナキストの伝記(4)
—— 金宗鎮伝 ——
李 乙奎 60
西 京二・訳
クロンシュタット・イズヴェスチャ(4) 8号
吉原 文明・訳 67

《投稿》現代社会福祉の情況
遠矢 蔽 50

潮流 (3月～7号)
活動メモ・機関誌紙・雑誌論文・出版物
34

論 潮 37

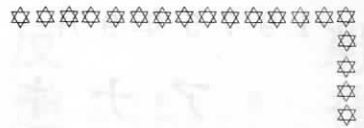
1 ベトナム革命の素顔	石川 玄造
2 映画評『わが青春のとき』森川時久	山上 春彦
3 書評『遊戯と労働の弁証法』大沢正道	林 光晴
4 状況、そして立場	奥沢 邦成
5 S I C通信	

編集方針にむけて・編集後記

CIRA-NIPPON国際部

82

表紙・デザイン = 石川玄造



ボクラのものを ボクラの手に

—— 良心的軍事費拒否の会 ——

オーノ・ミチオ

税金はボクラのもの

「税金の中から自衛隊のためにカネがでている。その分は、税金をはらわれないことにしよう。」これが良心的軍事費拒否の会のヨビカケなんだ。ところが、ボクラのはなしをきくと、キットこういうひとがいる。「税金をオサメルのは国民のギムでしょ。法律イハンになるでしょ。」

チョットまって。なにかカンガエカタがぎゃくになっているみたい。ソモソモ税金とはナンなのか。

ひとがあつまってムラをつくる。マチをつくる。ひとりですんでいるときには、なんでもひとりですりゃよかった。一緒になっすつと、みんなチカラをあわせてやった方がいいことがある。ミチだつてつくらなきゃならない。コドモの学校だつてたてなきゃならない。そこで、みんながソウダンして、これをこうする、あれはあある：ときめる。そのためにかかるヒヨウは、ソウダ

ンズくで、ひとりひとりが負担能力に応じて、平等にカネをだす。これが税金だ。(1)

自分たちの生活をよくするため、自分たちのイノチと平和をまもるため、自分たちがソウダンして、自分たちのカネをだす。みんなのカネをひとつにまとめても、みんなのものはみんなのもの。かわりはしない。

だから、自分たちのタメにならないことに、そのカネをつかうことはしない。自分たちのイヤなことのために、このカネをつかうことはしない。やめてくれ、といわなきゃならん。

むかしはちがった。税金・上納米・年貢。みんなオカミのものだった。自分たちがひたいにアセしてつくったものでも、ユビ一本ふれることはできなかった。ありがたきおさめなければならなかった。おさめたものはオカミのものだから、つかいみちにモンクをつけるなんて、かんがえられないことだった。明治になつても、本質的にはチットモかわらなかつた。

このところで、イシキ的にことばをかえたんだけど、わかつ

てもらえただろうか？ オカミに「おさめる」とかいたところだ。「おさめる」とは、もともとあるべきところへいれることだ。「上納」「奉納」などと、ウエのものにひかかってさしあげることだ。封建的なコトバだ。

それに対して「しはらう」のは、もっと民主的だ。対等のタチバにたつて、シナモノをうけとりカネをわたす。一方にはシナモノをわたす義務があり、あいてにはカネをはらう義務がある。これは契約関係だ。(2)

そうなんだ。いままでボクラは、なんにもしらずに税金を「おさめて」きた。でも税金は決してオカミのものなんかじゃない。ボクラ自身のものなんだ。もう「おさめる」のはやめて「しはらう」ことにしよう。そうしてボクラのタメになることは「しろ」と要求しよう。イヤなことは「やめろ」という。平和と健康とシアワセをおおうというのに、戦争と公害とホロビとをうりつけてくるのだ。これはサギじゃないか。契約イハンじゃないか。

軍費拒否は順法トウソウ

自衛隊がケンボウ・イハンだってことは、みんな知っている。ケンボウ九条からいって、あつてはならないものだ。あればモグリだつてことになる。ケンボウ・イハンのモグリは武力集団にクニのカネをだしているということであれば、カネをだしていること自身がケンボウ・イハンのわけだ。

さて、あなたが税金を一万円はらう。すると、そのうち六〇〇円ナニガシかは「防衛関係費」ということで、自衛隊のためにつ

かわれる。イヤもオウもない。

トモダチがきて、「カネかしてくれ」という。なにもしらないでかしてやったら、ピストルをかってゴウトウをはたいた。ホントになにもしらないでかしたのなら、セキニンを法律的にとわれることはないだろう。でも、ピストルをかうことをしててかしたら？ あなたは共犯のウタガイをかけられるだろう。

ケンボウ・イハンの団体につかわれることをしりながらカネをだしていたら？ あなたはケンボウ・イハンのカタボウをかついだことになる。カタボウをかつぎたくないや、「防衛関係費」をおさめちゃならない。税金を徴税令書のとおりはらっているのはケンボウ・イハンだ。防衛費分を保留して、はらわないのがケンボウをまもることになる。

戦争税拒否は、なにもニッポンでやっているだけじゃない。アメリカ(3)にも、フランス(4)にも、ニュージーランド(5)にもやっているひとたちがいる。でも、これらのひとたちのところでは軍隊はケンボウ公認なのだ。するどい良心と、なにものもおおそれない勇氣とにささえられてのたたかいなのだ。まわりからの非難のメにも、投獄にもたえてのたたかいなのだ。法律は、かならずしもかれらのミカタをしてはくれない。

このひとたちの抵抗は、そのクニでは犯罪行為か、それストレスレのものとなる。(6)それだけにキビシイ良心が、大変な決意が要求される。参加できるひと、当然かぎられてくる。

でもニッポンじゃがう。税金をマルマルしはらっている方がケンボウ・イハンなんだ。だからボクラは、ケンボウをまもるだ

けの良心さえあればいいことになる。ケンボウをまもるのは国民のツトメだから、ニッポン国民ならだれでもできる。ケンボウをまもりながらやっている順法トウソウだってことになる。(7)

ボクラのイノチもボクラのもの

だけど、ケンボウ九条がいつまでもあるとおもっちゃいけない。オオゲサに言えば、これは風前のトモシビの運命なんだ。いつケンボウが改悪されて、なくなってしまうかわかったもんじやない。南ベトナムの解放以来、アジアの国際勢力バランスが、かわってきている。バランスをとりかえそうとやっきになっているくにある。ニッポンだけがノホホン(?)としていることをゆるしてはくれない。

これは外的原因——のひとつ——だが、内的原因もある。

年がら年じゅう従業員ボッシュウをしているところがある。キャバレーと自衛隊だそう。ポンビキまがいのことまでして隊員をあつめている実態は、商業新聞にまでとりあげられていた。五年マエのハナシで恐縮だが、自衛隊のチトセ基地では、定員が一万五千のところ四千たりないということをきいた。将校は定員イッパイ。下士官はあまっている。兵隊がたりないのだそう。

ここのところのフケイキで、いまじゃタツプリ応募者があるという。でも、こんなのはいつまでつづくかわかったもんじやない、そうになったらどうしよう：というのが幹部のシンパイだ。(こうなると、いまの物価高のフケイキは、だれかのインボウじゃないか：とカングリたくなろうってものだ。)

もうひとつ、あまり注目されていない要素をあげておこう。自衛隊じゃ、その全費用の三四・七％が人件費につかわれているそう。六五・三％が装備そのほかということになる。ところが、戦前の軍隊では、オドロクなかれ、人件費はワズカ九・三％だったという。そのころのアメリカでは二九・二％だった。ニッポンの兵隊の給料のやすさがわかうというもんじやないか。人件費のキリツメなんてものは、ドコの会社でもまずかんがえるものらしい。自衛隊でも、いまの志願制をやめて、戦前のように徴兵制にしたら、ずっと人件費の比率を上げることができる：とかんがえられている。(8)

こういうように、内外から徴兵制度をつくらせる要因がふえてきている。で、徴兵制というもののつイミをかんがえてみなきゃならん。軍隊は戦争をするためにあるんだから、すべての反戦論者はこれに反対だ。しかし、それだけじゃない。軍隊のなかじや兵隊ひとりびとりの思想の自由、良心の自由(ケンボウ一九条)なんてものはありやしない。信教の自由(二〇条)は表面上は保障されるように見えるかもしれない。(9) でも、軍隊の本質からして、根本的にみとめられることはありやしない。集会・結社・表現の自由(二一条)、居住・移転・職業選択の自由(二二条)はマッタクみとめられない。軍隊は人間性の圧殺機関だ。一旦徴兵されたら、「基本的人権なんてクソクラエ。」自分のイノチだって、自分のものといえなくなってしまう。(10)

ボクラのイノチは、だれがなんといっても、ボクラのものだ。兵役拒否・参戦拒否というのは、これを主張しているのだ。こうしてみると、軍事費拒否も、兵役拒否も、マッタクお

なじ線のウエにあることがわかってもらえるんじゃないか。あくまでもボクラ自身のものを、ボクラが、人間にプラスになるように、自由につかいたいというんだ。

徴兵制度がしかれてから、ヤレ兵役拒否だなんだ：といつてもまにあわない。そのまえに十分思想的シタジをとのえておかなきゃならん。(キノコみたいにひとばんでハエテくるものじゃない。)そういうようにみてくれば、ボクラのやっていることは良心的兵役拒否のシタジづくりをやっている：といつていいだろう。もちろん、ボクラのやっていることが、二次的なイミシかない：といったのじゃない。ながいメでみたとき、こういうイミがあるということをついたのだ。一年や二年で結論のすることじゃない。十年、二十年。ヒョットすると、百年かかってなしとげていかなきゃならないことかもしれない。

軍事費拒否のあゆみ

軍事税をはらわない——あるいは、はらうべきでない——というカンガエは、なにもボクラの専売特許じゃない。ウチムラ・カンゾウのおしえをうけたサイトウ・ソウジロウがこのことをかんがえたことは、いくつかの本に紹介されている。一九〇三年のことだった。実に日露戦争は、このつぎのとしにおこる。

また、太平洋戦争のサイチュウには、プリマス・ブレンレン派のキタモト・トヨサブロウは「信者は銃後にあっては直接的殺人行為に用いられる器具の製造、忠霊塔の建設、礼拝、戦時公債債券の購入や国防献金も致さないであります。」といっている。

(11) そのほかに、戦時債券をかうべきでなかったクリスチャンが何人かいたことが、特高警察の資料に記録されている。

(12) さて、戦後では一九五九年に、日本友和会(FOR)の会員で、町工場を経営しているタン・ヨシノリが友和会の精神に啓発されて実際の所得税不払いをこころみだ。ボクラのしているカギリでは、これが戦後の一番はやいケースだ。タンの理由は、信仰上殺人が禁じられていることと、自衛隊がケンポウ・イハンであることだった。

一九七二年には、ナゴヤの弁護士イトウ・シズオが「所得税納税義務不存在確認」訴訟をおこしている。「法律家の良心からケンポウ・イハンという悪への協同はできない」という理由からだ。アナバプティスト・キリスト教の研究にうちこんでいるサカキバラ・ガンは一九七四年に「良心的反戦論者のアナバプティスト的系譜」という本をだした。この本のあとがきのなかで、サカキバラは「防衛費不納同盟をつくりたい」とよびかけている。(13)

ボクラの良心的軍事費拒否の会は、これらの先覚者たちの土台のうえにたてられた。正式に発足したのは、一九七四年十一月二三日だ。

一九七五年の確定申告期には、十二人ほどの会員が防衛費分の保留をするムネの趣意書をそえて確定申告をした。この人数は決して満足すべきものじゃない。何しろ発会から実際の行動までの期間がみじかすぎた。で、行動をとれたひとたちは、それまでにいろいろなカタチでココロの準備ができていたものにかぎられたようだ。

これら保留をしたひとたちに対して、五月から六月にかけて督促状や更正通知書などがまいこんだ。いずれも何の理由もつけず、保留した分が不足しているという。つまり、こちらの主張していることはみとめられない：ということのようだ。

これに対して、会員それぞれに異議申立を所轄の税務署に対してしている。税務署がこれに対してどのようにしてくるかは、わからない。おそらく、「現在の法律上みとめられない」というような理由をつけて棄却するんじゃないかとおもう。キキヤクされたら、こんどは国税不服審判所への審査請求ということが出来る。いままで、審査請求にまでもちこんだケースはない。どんな結果がでるか、実際にやってみなければわからない。でも、いまの行政ソシキのもとでは、ボクラののぞんでいるような結果はないだろう。これがしりぞけられたら、サイパンにもちこむというテがある。

実際に法廷トウソウをやるかどうかは、十分かんがえてきめなきゃならない。どのくらいカチメがあるのか？ まけたとしても、それなりのインパクトをあたえることができるだろうか？ もし、自衛隊はケンポウ・イハンじゃなく、税金をこういうカタチで保留することはゆるされない：という判決がでたら、かえって運動自体にカセをはめることになるかもしれない。

だから、それまでに会員、同調者、さらに実際に税金を保留するひとたちをふやさなければならぬ。ヨロンをミカタにつけなければならぬ。

いま「軍事費拒否のすべて」というようなハンドブックを用意している。なぜ拒否をするのか、どうやって拒否をするのか、さ

らに拒否をすればどんなことをされるか：そういったことをみんなかくつもりだ。これ一冊あれば、だれでも自分ひとりでも、安心して軍事費拒否ができるものにしたたいとおもっている。

保留した分を、自分のためにカッテにつかっちゃうのはいけない：とかんがえる良心のするどいひともある。税金が本来ボクラのイノチと平和をまもるものだ：とは最初の方にいかしたことだ。クニが、この方向で税金をつかってくれないなら、ボクラで自主管理をしようじゃないか。これが「平和といのちの基金」のキホンのなかんがえかただ。保留した分をこの基金につみたてるようにヨビカケている。

会のカンガエにはサンセイしていても、いろいろな理由で実際に税金から軍事費分を保留できなかったひともおおい。積極的に自分の意志をあらわすため、基金に貢献するようにヨビカケている。自分の税金の額に六・四％をかけて、軍事費にあたる分を計算して、基金にいられてくださればよい。

現在、会の発送名簿には二〇〇人あまりのひとがのせられていゐる。毎月第一土曜に例会をひらき、一か月おきに機関紙「すきは」を発行している。

八月一―二日には、とまりこみで軍事費拒否のイミをかんがえ、効果的な方法を模索するセミナーがひらかれる。

来年までに、会員を一〇〇〇人に、軍事費の保留実行者を一〇〇人にしたいとねがっている。

最後に、万一ケンポウが改悪されたら、この運動はその根拠をうしない、きえてしまふか：ということについて。こたえはNOである。

戦争はケンボウが禁じているから悪なのじゃない。ボクラの自由、イノチ、人間性：そういったものをおしつぶしてしまうから、それ自体で悪なのだ。とすれば、ケンボウにかかれていようが、かかれていまいがボクラの主張はつづけていかなきゃならない。いや、そんな時代になったら、ますます軍事費拒否の、良心的兵役拒否のホノホはもえさかるだろう。そんなときこそ、ボクラのような運動が必要になるんだから。

バネをギョッと、つよくおしちぢめればおしちぢめるほど、つよいチカラがたくわえられる。でもおしちぢめたバネは、そとからみていると、まったくめだたない。ヒョッとすると、ボクラの運動はそんなことかもしれないとおもってみている。

註

(1) ケンボウ八四条には「租税を課：するには、法律：によることを必要とする」とある。八五条には「国費を支出：するには、国会の議決に基づくことを必要とする」とある。これは、税金をとるのも、それをつかうのも、みんな国民のイケンをきかなければならない：ときめたものだ。

明治ケンボウにも、おなじようなキマリがあった。でも、このばあい、帝国議會は国民のものではなかった。

(2) 英語では「納税者」のことを tax payer という。まさに「税金をしろうもの」だ。星野安三郎(東京学芸大)は「払税者」というコトバをつくった。

(3) アメリカでは War Tax Resistance とくう

組織まである。さまざまナリーフ・レットやパンフレットをだしているだけじゃなく、コンセツ、テイネイな戦争税拒否のてびき書までだしている。

(4) 南フランスのラルザックの農民たちは、その土地が軍事訓練のための基地にされることをこばんで、非暴力の抵抗をしている。軍事費としてかかってくる税金のうち三%をはらわないうで、基金につみたてているそう。これは WRI (戦争抵抗者インターナショナル) から拒否の会にあてられたメッセージのなかにかかっている。

(5) 『マスターソンの平和運動家アイリオン・ロング夫人は、税金の一部を保留したカドで起訴された。ロング夫人はこのことを予想していたとかたった。夫人は、軍隊のためにつかわれているとして二〇%の税金を保留したといわれる。組織にうちかつことは不可能ではないかとのいにこたえて、

ロング夫人はつぎのようにこたえた。「そうおもいます。ですが、わたくしはこのたたかひをつづけるつもりです。わたくしの信じている原則はただしものだからです。」

ロング夫人は元教師であり、事務弁護士である。』(ニュージーランドの新聞記事から)

(6) 「クニに対する犯罪行為」というコトバツカイに注意してほしい。そのクニに対しては犯罪となるかもしれないが、実はこれらの行為は人類に対するおおきな貢献なのだ。

(7) 伊藤静男弁護士のおしえによる。

(8) デインケヴィッチ著「戦後日本の国家財政」p三七〇f

(9) ニッポンでおこなわれている米軍放送(FEN)をきい

てみるといい。一週間の放送番組のなかに、プロテスタント各派から、カトリック、ユダヤ教の時間まである。チャブレン（従軍牧師）も各派のが配置されている。ムシロ少数派の信者のために、気をつかいすぎるくらい気をつかっているようにも見える。

でも、聖書のコトバ（キリスト教、ユダヤ教からマホメット教にいたるまで聖典としている）の「ころすなかれ」を信じ、これをまもる自由は、どうなっているのだろうか？

(10) この部分は、つぎの本からえているところがおおい。
大熊信行著「兵役拒否の思想」（レグルス文庫）一九七二年、第三文明社

(11) 「戦時下のキリスト教運動——特高資料による」、一九七二年、新教出版社、P二二一

(12) しかし、サイトウは、ウチムラ・カンゾウにおしえをことうた結果かんがえをあらためた。実際には兵役拒否・納税拒否をしていない。

キタモトは、一九四二年五月十六日に起訴され、チョウエキ三年の判決をくだされている。でも、この訴訟についての資料が十分ではなく、何のカドで起訴されたのがハッキリしない。どうも戦時公債をかうな：といったことより、国体否定、皇室およびイセ神宮の尊厳をボウトクした：というカドのようだ。

ひとつには、公債のワリアテなどは法律で強制されるようにはなっていないからだと、かんがえられる。これだけではサイパンにもちこんで有罪にすることはできなかったからだろう。

それにしても、一九三六年から四四年までの抵抗は、公債購入拒否か国防献金反対くらいにとどまって、税金にふれてないのはどうしてだろう。ボクのみた資料ではこの時期に「軍事費としてつかわれるから、税金は拒否すべきだ」と、あからさまにいったクリスチャンは記録されていない。

「国民の三大義務は、納税・兵役・教育だ」と、きびしくタキこまれたものだ。

納税拒否は、あまりにもダイソレタことだったのだろうか？

(13) 神原 厳著「良心的反戦論者のアナバプティストの系譜」二八〇〇円 著者に直接注文して求めると、二四〇〇円だ。
あとがきだけのヌキズリ「防衛費不納同盟結成のすすめ」（郵送料とも二〇〇円）は、拒否の会に若干残部がある。

△連絡先▽

東京都日野市旭が丘二一三五―一八

ヒノコイノニア内

『良心的軍事費拒否の会』